

区民委員会情報連絡

令和3年1月19日

情報連絡事項	頁
1 特別区民税・都民税の申告受付等の実施について	2
2 4公金の減免等の申請状況について	3
3 コンビニエンスストアでの各種証明書交付サービスの停止について	5
4 国民健康保険・後期高齢者医療制度におけるオンライン資格確認の 開始について	6
5 後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて	8

(区 民 部)

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法																																						
特別区民税・都民税の申告受付等の実施について 所管課 【課税課】	令和3年度特別区民税・都民税の申告受付及び税理士による国税無料申告相談会について、下記のとおり実施する。 <div style="text-align: center;">記</div> 1 特別区民税・都民税の申告受付 (本庁舎及び出張受付) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">日程</th> <th style="width: 80%;">受付会場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2/8(月)～3/15(月)</td> <td>区役所1階区民ロビー (土・日を除く。2月28日(日)は実施。)</td> </tr> <tr> <td>2/16(火)</td> <td>シアター1010 江北区民事務所</td> </tr> <tr> <td>2/17(水)</td> <td>新田住区センター 佐野地域学習センター</td> </tr> <tr> <td>2/18(木)</td> <td>伊興区民事務所 中川区民事務所</td> </tr> <tr> <td>2/19(金)</td> <td>興本住区センター 梅田区民事務所</td> </tr> <tr> <td>2/25(木)</td> <td>花畑区民事務所 江南住区センター</td> </tr> <tr> <td>2/26(金)</td> <td>竹の塚障がい福祉館</td> </tr> <tr> <td>3/ 2(火)</td> <td>西新井栄町住区センター 舎人区民事務所</td> </tr> <tr> <td>3/ 3(水)</td> <td>押皿谷住区センター 保塚地域学習センター</td> </tr> <tr> <td>3/ 4(木)</td> <td>勤労福祉会館</td> </tr> </tbody> </table> 2 税理士による国税無料申告相談会 (所得税・消費税のみ) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">日程</th> <th style="width: 80%;">受付会場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/28(木)・1/29(金)</td> <td>伊興地域学習センター</td> </tr> <tr> <td>2/ 1(月)</td> <td>江北地域学習センター</td> </tr> <tr> <td>2/ 2(火)</td> <td>江北地域学習センター 花畑記念庭園 桜花亭</td> </tr> <tr> <td>2/ 3(水)</td> <td>花畑記念庭園 桜花亭</td> </tr> <tr> <td>2/ 4(木)・2/ 5(金)</td> <td>佐野地域学習センター 舎人地域学習センター</td> </tr> <tr> <td>2/ 8(月)・2/ 9(火)</td> <td>梅田地域学習センター</td> </tr> <tr> <td>2/ 8(月)～2/16(火)</td> <td>区役所1階区民ロビー (土・日を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	日程	受付会場	2/8(月)～3/15(月)	区役所1階区民ロビー (土・日を除く。2月28日(日)は実施。)	2/16(火)	シアター1010 江北区民事務所	2/17(水)	新田住区センター 佐野地域学習センター	2/18(木)	伊興区民事務所 中川区民事務所	2/19(金)	興本住区センター 梅田区民事務所	2/25(木)	花畑区民事務所 江南住区センター	2/26(金)	竹の塚障がい福祉館	3/ 2(火)	西新井栄町住区センター 舎人区民事務所	3/ 3(水)	押皿谷住区センター 保塚地域学習センター	3/ 4(木)	勤労福祉会館	日程	受付会場	1/28(木)・1/29(金)	伊興地域学習センター	2/ 1(月)	江北地域学習センター	2/ 2(火)	江北地域学習センター 花畑記念庭園 桜花亭	2/ 3(水)	花畑記念庭園 桜花亭	2/ 4(木)・2/ 5(金)	佐野地域学習センター 舎人地域学習センター	2/ 8(月)・2/ 9(火)	梅田地域学習センター	2/ 8(月)～2/16(火)	区役所1階区民ロビー (土・日を除く。)	受付時間 区民ロビー 9:00～16:00 出張受付 9:00～16:30 相談時間 9:30～12:00 13:00～16:00 ※ 混雑の状況により、受付締切時間が早まる場合がある。	あだち広報(1/25号)に掲載 区ホームページで周知 ビュー坊テレビで放映 税務署が各町会・自治会に配布する「税のお知らせ」で周知
日程	受付会場																																								
2/8(月)～3/15(月)	区役所1階区民ロビー (土・日を除く。2月28日(日)は実施。)																																								
2/16(火)	シアター1010 江北区民事務所																																								
2/17(水)	新田住区センター 佐野地域学習センター																																								
2/18(木)	伊興区民事務所 中川区民事務所																																								
2/19(金)	興本住区センター 梅田区民事務所																																								
2/25(木)	花畑区民事務所 江南住区センター																																								
2/26(金)	竹の塚障がい福祉館																																								
3/ 2(火)	西新井栄町住区センター 舎人区民事務所																																								
3/ 3(水)	押皿谷住区センター 保塚地域学習センター																																								
3/ 4(木)	勤労福祉会館																																								
日程	受付会場																																								
1/28(木)・1/29(金)	伊興地域学習センター																																								
2/ 1(月)	江北地域学習センター																																								
2/ 2(火)	江北地域学習センター 花畑記念庭園 桜花亭																																								
2/ 3(水)	花畑記念庭園 桜花亭																																								
2/ 4(木)・2/ 5(金)	佐野地域学習センター 舎人地域学習センター																																								
2/ 8(月)・2/ 9(火)	梅田地域学習センター																																								
2/ 8(月)～2/16(火)	区役所1階区民ロビー (土・日を除く。)																																								

区民委員会情報連絡

令和3年1月19日

件名	4公金の減免等の申請状況について																																																																						
所管部課名	区民部 納税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課、福祉部 介護保険課																																																																						
内容	<p>令和2年度4公金（特別区民税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料）の新型コロナウイルス感染症にかかる減免等（税は徴収猶予）の申請状況について、以下のとおり報告する（令和2年11月30日現在）。</p> <div data-bbox="363 745 1402 1451"> <p>新型コロナ減免・猶予申請受付件数（累計）</p> <table border="1"> <caption>新型コロナ減免・猶予申請受付件数（累計）</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>国保</th> <th>税</th> <th>介護</th> <th>後期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1,540</td> <td>812</td> <td>56</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>2,711</td> <td>1,015</td> <td>145</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>3,691</td> <td>1,621</td> <td>329</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>4,319</td> <td>1,941</td> <td>525</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>4,844</td> <td>2,451</td> <td>709</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>5,331</td> <td>2,808</td> <td>806</td> <td>204</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※ 税は徴収猶予の件数、保険料は減免の件数</p> <p>1 申請数累計 単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国保</td> <td>1,540</td> <td>2,711</td> <td>3,691</td> <td>4,319</td> <td>4,844</td> <td>5,331</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>56</td> <td>145</td> <td>329</td> <td>525</td> <td>709</td> <td>806</td> </tr> <tr> <td>後期</td> <td>0</td> <td>67</td> <td>125</td> <td>152</td> <td>188</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>812</td> <td>1,015</td> <td>1,621</td> <td>1,941</td> <td>2,451</td> <td>2,808</td> </tr> </tbody> </table>	月	国保	税	介護	後期	6月	1,540	812	56	0	7月	2,711	1,015	145	67	8月	3,691	1,621	329	125	9月	4,319	1,941	525	152	10月	4,844	2,451	709	188	11月	5,331	2,808	806	204		6月	7月	8月	9月	10月	11月	国保	1,540	2,711	3,691	4,319	4,844	5,331	介護	56	145	329	525	709	806	後期	0	67	125	152	188	204	税	812	1,015	1,621	1,941	2,451	2,808
月	国保	税	介護	後期																																																																			
6月	1,540	812	56	0																																																																			
7月	2,711	1,015	145	67																																																																			
8月	3,691	1,621	329	125																																																																			
9月	4,319	1,941	525	152																																																																			
10月	4,844	2,451	709	188																																																																			
11月	5,331	2,808	806	204																																																																			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月																																																																	
国保	1,540	2,711	3,691	4,319	4,844	5,331																																																																	
介護	56	145	329	525	709	806																																																																	
後期	0	67	125	152	188	204																																																																	
税	812	1,015	1,621	1,941	2,451	2,808																																																																	

2 申請数月別内訳

単位：件

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
国保	1,336	1,171	980	628	525	487
介護	56	89	184	196	184	97
後期	0	67	58	27	36	16
税	779	203	606	320	510	357

3 受付期間

(1) 受付開始

特別区民税・国民健康保険料・介護保険料 令和2年5月
後期高齢者医療保険料 令和2年7月

(2) 受付期限

後期高齢者医療保険料 令和3年1月4日
特別区民税 令和3年1月12日（特徴）
令和3年2月1日（普徴）
国民健康保険料・介護保険料 令和3年3月31日

※ 国の通知により延長の可能性もあり

問題点
今後の方針

減免等について今後も周知を積極的に行うとともに、申請に対して適正に対処していく。

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	PRの方法
<p>コンビニエンスストアでの各種証明書交付サービスの停止について</p> <p>所管課 【戸籍住民課】</p>	<p>各種証明書のコンビニエンスストアでの交付を下記により停止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 停止日時と発行を停止する証明書</p> <p>(1) 令和3年2月8日(月曜日) 午後1時以降 戸籍証明書、戸籍の附票</p> <p>(2) 令和3年2月9日(火曜日) 午前6時30分から午後5時まで すべての証明書</p> <p>(3) 令和3年2月26日(金曜日) 午後1時から午後7時まで すべての証明書</p> <p>(4) 令和3年3月2日(火曜日) 午後8時以降 戸籍証明書、戸籍の附票</p> <p>2 停止理由 J-LIS(地方公共団体情報システム機構)の証明書交付センターのシステム更改(令和3年5月予定)に伴う動作確認試験及びソフトウェアバージョンアップのため</p> <p>3 停止するコンビニエンスストア 現在サービスを実施している事業者の全店舗</p>	<p>左記のとおり</p>	<p>あだち広報、区ホームページ、区民事務所、ツイッター、ビュー坊テレビ、お問合せコールあだち</p>

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
国民健康保険・後期高齢者医療制度におけるオンライン資格確認の開始について 所管課 【国民健康保険課、高齢医療・年金課】	<p style="text-align: center;">マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」が2021年（令和3年）3月から開始される予定であるため、以下のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等によりオンラインで健康保険の資格情報（加入状況）が確認できる制度のこと。 ・ 現在世帯別となっている被保険者等記号・番号を個人単位化し、資格情報などのデータを個人単位で一元管理する。 ・ マイナポータル（※）で事前に登録を行うことで、マイナンバーカードの健康保険証としての使用や、マイナポータルから自身の特定健診や医療費通知の情報の閲覧が可能となる。 <p>※ マイナポータル：政府が運営するオンラインサービスで、保険証利用の初回登録はこのウェブページへアクセスし実施する。</p> <p>2 オンライン資格確認について 2021年（令和3年）3月から開始予定であり、現在システム改修等を実施している。</p> <p>3 保険証の個人単位化について 令和3年度を目処に、現在の記号・番号に2桁追加する。</p> <p>4 保険証利用初回登録について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険課、高齢医療・年金課では、個人番号カード交付・普及推進担当課からマイナポータルへのアクセスのための専用端末を借用し、令和2年9月23日から初回登録のための支援を行っている。 	2021年（令和3年）3月から開始予定	国保だより（令和2年11月送付）、区ホームページ

	<ul style="list-style-type: none">登録にはマイナンバーカードの暗証番号が必要なため、暗証番号を忘れたり、有効期限が失効している場合等に備え、戸籍住民課窓口サービス係、各区民事務所や個人番号カード交付・普及推進担当課窓口とも連携を図って実施している。		
--	---	--	--

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	PRの方法
後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて 所管課 【 高 齢 医 療 ・ 年 金 課 】	<p>75歳以上の後期高齢者の医療費窓口での自己負担割合について、令和2年12月15日に閣議決定され、東京都より以下のとおり厚生労働省ホームページに関連資料を掲載した旨、情報提供があったため報告する。</p> <p>今後情報提供があった場合には随時情報を報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 窓口自己負担割合が1割から2割に変わる所得基準 課税所得が28万円以上（※1）かつ年収200万円以上（※2）の方を2割負担の対象 ※1 現役並み所得者（3割負担）を除く ※2 単身者の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上。また収入基準額は、課税所得をもとに年金収入のみの世帯を前提に計算。</p> <p>上記の基準で算出すると、令和2年12月18日現在のデータで、足立区の被保険者85,360人のうち13,568人（15.9%）が2割に変更となる。</p> <p>2 施行日 施行に要する準備期間も考慮し、令和4年度後半（令和4年10月から令和5年3月までの各月の初日を想定）で、政令で定める（次期通常国会に必要な法案の提出を図る）。</p> <p>3 配慮措置 長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担の変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を最大でも3,000円に収まるような措置を導入。</p>	令和4年度後半から（令和4年10月から令和5年3月までの各月の初日を想定）	<p>詳細が決まり次第区ホームページから厚生労働省のページへリンクし周知する。</p> <p>被保険者全員に発送する「あだち長寿医療だより」で周知する。</p>

なお、令和2年11月12日、全国後期高齢者医療広域連合協議会会長名で厚生労働大臣あてに、以下内容の要望書を提出している。

- (1) 後期高齢者の窓口負担のあり方については、制度の根幹である「高齢者が必要な医療サービスを受ける機会の確保」という観点から、今般の高齢者の生活実態や新型コロナウイルスの感染拡大など様々な影響を踏まえ、慎重かつ十分な議論を重ねること。
- (2) やむを得ず窓口負担の引き上げる場合は、激変緩和措置を講じるなど被保険者に配慮するとともに、十分な周知期間を設け、被保険者へ国による丁寧な説明を行うこと。
- (3) 広域連合に対して具体的な基準や制度設計について早期に示し、周知・広報に要した費用は国が全額負担し、新たな負担割合区分の創設に伴う標準システムの改修も実施すること。

後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて

- 令和4年度（2022年度）以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、今、最も重要な課題である。
- その場合でも、何よりも優先すべきは、有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されることであり、他の世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることが不可欠である。
- 2割負担の所得基準、施行日、配慮措置について政府・与党が協議して確認した。12月14日に全世代型社会保障検討会議の最終報告でとりまとめ。

[① 2割負担の所得基準]

課税所得が28万円以上（所得上位30%（※1））かつ年収200万円以上（※2）の方を2割負担の対象（対象者は約370万人（※3））

（※1） 現役並み所得者を除くと23%

（※2） 単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上。また、収入基準額は、課税所得をもとに年金収入のみの世帯を前提に計算（対象者のほとんどが年金収入であるため、年金収入のみで収入基準額を計算）。

収入基準に該当するかどうかは、介護保険同様に「年金収入とその他の合計所得金額」が年収の下限の額を上回るかで判定

（※3） 対象者数の積算にあたっては、収入基準に該当するかも含めて計算。対象者約370万人が被保険者全体（約1,815万人）に占める割合は、20%。

[② 施行日]

施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年度後半（令和4年10月から令和5年3月までの各月の初日を想定）で、政令で定める。

（次期通常国会に必要な法案の提出を図る）

[③ 配慮措置]

長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入

（※） 窓口負担の年間平均が約8.1万円⇒約10.6万円（+2.6万円）（配慮措置前は約11.5万円で+3.4万円）

（参考）財政影響（2022年度満年度）

給付費	後期高齢者支援金 （現役世代の負担軽減）	後期高齢者保険料 （高齢者の負担軽減）	公費
▲1,930億円	▲740億円	▲190億円	▲1,010億円

※ 施行日が2022年度後半であることから、2022年度における実際の財政影響は満年度分として示している上記の財政影響よりも小さくなる。